

医療機関の長 様

新潟県医療調整本部長

新型コロナウイルス感染症に係る保健所の積極的疫学調査対象者の
重点化について（通知）

平素より本県の新型コロナウイルス感染症対策に御協力賜りお礼申し上げます。

本県では、新型コロナウイルス感染症患者の急激な増加に伴い、真に医療が必要な方を速やかに医療につなぐとともに、保健所がハイリスク施設への対応に注力できるよう、保健所の積極的疫学調査の対象者を下記のとおり重点化することとしました。

重点化後も高リスク者には、必ず県から架電がありますので、別紙について患者へ指導願います。

また、本通知は保健所の積極的疫学調査の対象者を重点化するものであり、発生届の届出対象者に変更はないことを申し添えます。

記

1 重点化後の積極的疫学調査対象者

改正後	改正前
<ul style="list-style-type: none">・75歳以上の高齢者・入院を要する者・症状、状態が重い者・36週以上の妊婦・その他、保健所長が必要と認める者	<p>【発生届の対象である4類型】</p> <ul style="list-style-type: none">・65歳以上の高齢者・入院を要する者・重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と医師が判断する者・妊婦

2 別紙「貴院で陽性となった患者様へお伝えいただきたいこと」について

貴院で新型コロナウイルス感染症と診断した患者に対して、別紙を参考に御助言、御指導願います。

この別紙につきましては、患者に直接お渡しいただいても差し支えありません。配付の際は、お手数ですが、必要に応じてコピーして利用くださるようお願いいたします。

3 重点化開始日

令和4年12月14日

【担当】

新潟県医療調整本部 感染症対策班 梶、高橋

電話：025-280-5353

E-mail：kaji.noriko@pref.niigata.lg.jp

コロナ陽性となった患者様へチラシ配付とともにお伝えいただきたいこと

高リスク者（発生届あり）について

「スタンバイパスポート」のチラシを配布

《お伝えいただきたいこと》

- 1 保健所または自宅療養グループからの連絡があるので対応すること
- 2 スタンバイパスポートを当日中に入力すること

低リスク者（発生届なし）について

「診療・検査医療機関等で陽性と判定された重症化リスクの低い※皆様へ」のチラシを配布

《お伝えいただきたいこと》

- 1 保健所からの連絡はない
- 2 基本的には自宅療養
- 3 体調悪化時の連絡先
陽性者登録・フォローアップセンター 0120-935-969 へ架電。
※陽性者登録・フォローアップセンター未登録でも相談できますが、相談時登録していただく必要があります。
- 4 ホームページを確認（療養の流れ等大事なお知らせが掲載されています）
・チラシに記載のQRコードからアクセス/「新潟県 発生届対象外の方へ」で検索
・ホームページが見られない人へは、陽性者向けコールセンター
025-256-8593 へ電話
- 5 陽性者登録・フォローアップセンターへの登録
療養支援が必要な場合は、早めに登録すること
※支援内容（宿泊療養、健康相談、パルスオキシメーターの貸出、食料支援）

以下はホームページに掲載されている内容です。患者様から質問があった場合にお伝えいただけるようでしたらご教示ください。

6 自宅療養期間の確認

- ・患者様の実際の療養期間をお伝えください。
- 【症状ありの場合】
・発症日の翌日から7日間かつ症状軽快後 24 時間経過後に療養解除
- 【症状なしの場合】
・検体採取日の翌日から 7 日間（療養期間内に症状が現れたら、その翌日から 7 日間かつ症状軽快後 24 時間）経過後に療養解除

	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	
	例 8/1	8/2	8/3	8/4	8/5	8/6	8/7	8/8	8/9	8/10	8/11	8/12	
有 症 状	発症日				症状軽快				療養解除				
	通常時	療養期間（7日間）かつ、症状軽快後 24 時間経過							感染予防行動の徹底が必要				
	延長の場合	症状継続のため、療養期間延長								症状軽快	療養解除		
無 症 状	検体採取日								療養解除				
	通常時	療養期間（7日間）							療養解除				
	短縮の場合	療養期間（5日間）				検査で 陰性確認	感染予防行動の徹底が必要						
		症状 出現	療養期間（症状出現日の翌日から7日間）かつ、症状軽快後 24 時間経過						症状軽快	療養解除			

7 濃厚接接触者（家族）の待機期間について

- ・同居家族は、全員が濃厚接触者となる。
- ・待機期間（不要不急の外出不可）は、最終接触日の翌日から 5 日間（6 日目解除）
- ・2 日目、3 日目に抗原定性検査により陰性を確認した場合 3 日目解除